

野焼きは禁止です！

現在、「適法な焼却設備を用いずに、野外でごみを焼却すること（野焼き）」は、法律によって禁止されており、罰則の対象になります。

Q 1. なぜ野焼きをしてはいけないのですか？

A 1. 適切な焼却設備を用いて、ごみを高温で完全燃焼させる等の、適正な処理をしないと、人体に悪影響を与えるといわれるダイオキシン類が発生するおそれがある他、煙やすす、臭いによって近所に迷惑をかけることが考えられるからです。

Q 2. 以前購入した家庭用の小型焼却炉で、ごみを焼却するのはよいのですか？

A 2. 家庭用の小型焼却炉では、適切な処置のできないものがほとんどです。現在では使用することができません。法の構造基準を満たした焼却炉の使用については、県知事への届出が必要です。

Q 3. 今まで野焼きしていたごみは、どう処分すればよいのですか？

A 3. 市（広域組合）が指定している燃えるごみの袋に入れて、決められた方法で出してもらい、等の方法があります。

Q 4. 例外として野焼きが禁止されていないのは、どのような場合ですか？

A 4. 身近な例として、つぎのような場合には、野焼きは禁止されていません。

- ・ どんど焼きなどの、風俗習慣上又は宗教上の行事のために必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業者が行なう稲わらの焼却などの、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却
- ・ たき火などの、日常生活を営むために行なわれる廃棄物の焼却であって軽微なもの。

Q 5. 例外にあたる野焼きを行なう場合、注意すべき点は何ですか？

A 5. 野焼きが禁止されていない場合であっても、周辺地域の生活環境に十分に配慮する必要があります。臭いや煙で、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。とくに、ビニール、プラスチック等の焼却は、例外であっても認められていません。また、燃やしきるまで立ち会い、火災の発生にも十分注意しなければなりません。

裏面に続く

<野焼きの禁止を規定している法律>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第16条の2

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

<例外規定>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

第14条

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営むうえで、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

みんなが住みよい生活環境のため、ご協力おねがいします。

詳細や不明な点は、市環境保全課までお問い合わせください。

市環境保全課（20）1504